

静岡市良好な商業環境の形成に関する条例（案）

（目的）

第1条 この条例は、静岡市商業の振興に関する条例（平成23年静岡市条例第4号）第12条の規定に基づき、商業施設の建築等について、市民の意見を反映する機会を設けるとともに、良好な商業環境の形成に資するよう誘導する手続を定めることにより、市民にとって安心して豊かな生活を送ることができる、市が目指すまちの姿にふさわしい良好な商業環境の形成を図り、もって市民生活の向上及び地域社会の持続的発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 商業施設 一の建物（大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第2条第2項の一つの建物をいう。）であって、その全部又は一部が小売業（飲食店業を除くものとし、物品加工修理業を含む。以下同じ。）を行うための店舗の用に供されるものをいう。
- (2) 商業施設の建築等 商業施設を新築し、若しくは増築し、建物の全部若しくは一部の用途を変更して商業施設とし、又は建物の床面積のうち小売業を行うための店舗の用に供する部分を増加させる行為をいう。
- (3) 設計等 都市計画法（昭和43年法律第100号）第30条第1項第3号の開発行為に関する設計若しくは建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項（第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による確認（第6条の2第1項の規定によりみなされる場合を含む。）の申請に係る計画の作成又はこれらに類する行為（商業施設の建築等のうち建物の用途を変更し、又は建物の床面積のうち小売業を行うための店舗の用に供する部分を増加させる行為に係るものに限る。）をいう。

（市の責務）

第3条 市は、良好な商業環境の形成に関する施策を総合的に推進するものとする。

（商業施設の建築等を行う者の責務）

第4条 商業施設の建築等を行う者は、良好な商業環境の形成に関する市の施策に適合させるよう努めるとともに、自らも地域社会の一員であることを自覚し、市民及び市と共に良好な商業環境の形成に努めなければならない。

（市民の役割）

第5条 市民は、良好な商業環境の形成について関心を持ち、その実現に向けて主体的に行動するよう努めるものとする。

2 市民は、良好な商業環境の形成に関する市の施策の推進について協力するよう努めるもの

とする。

(良好な商業環境の形成に関する指針)

第6条 市長は、良好な商業環境の形成を図るため、市の総合計画、静岡市商業の振興に関する条例第9条第1項の基本計画及び市の都市計画等に関する基本的な計画との整合を図りながら、商業施設の建築等を良好な商業環境の形成に関する市の施策に適合させるための指針(以下「指針」という。)を策定しなければならない。

- 2 市長は、指針を策定し、又は変更しようとするときは、静岡市商業の振興に関する条例第14条第1項に基づく静岡市商業振興審議会の意見を聴くとともに、市民の意見を反映するための措置を講じなければならない。
- 3 市長は、指針を策定し、又は変更したときは、これを公表するものとする。

(商業施設の構想の届出)

第7条 都市計画法第7条第1項の規定による市街化区域内において次に掲げる商業施設の建築等を行おうとする者は、当該商業施設の建築等の設計等に着手する前に、商業施設の位置、おおむねの規模、主な用途及び建築等の時期(以下「商業施設の構想」という。)を定め、規則で定めるところにより、必要な事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。

- (1) 商業施設の新築であって、建物の床面積のうち小売業を行うための店舗の用に供する部分が1,000平方メートルを超えるもの
- (2) 商業施設の増築であって、建物の床面積のうち小売業を行うための店舗の用に供する部分の増築後の面積が1,000平方メートルを超えるもの
- (3) 建物の用途を変更して商業施設とする行為であって、変更後の当該建物の床面積のうち小売業を行うための店舗の用に供する部分が1,000平方メートルを超えるもの
- (4) 建物の床面積のうち小売業を行うための店舗の用に供する部分を増加させる行為であつて、小売業を行うための店舗の用に供する部分の増加後の面積が1,000平方メートルを超えるもの

(届出書の公告等)

第8条 市長は、前条の規定による届出書の提出があったときは、速やかに、規則で定める事項を公告し、当該届出書の写しを当該公告の日から起算して4週間公衆の縦覧に供さなければならない。

(説明会の開催等)

第9条 第7条の規定による届出をした者は、規則で定めるところにより、市民に対し当該商業施設の構想を周知させるための説明会を開催しなければならない。

- 2 前項の規定により説明会を開催しようとする者は、規則で定めるところにより、その開催の日時、場所その他の規則で定める事項を、当該説明会の開催の日の1週間前までに公表しなければならない。
- 3 前項の規定による公表をしようとする者は、あらかじめ、当該公表に係る事項を記載した書面を市長に提出しなければならない。
- 4 市長は、前項の規定による書面の提出があったときは、速やかにその内容を公告しなければならない。
- 5 第1項の規定により説明会を開催した者は、その開催の状況について、規則で定めるところにより、速やかに市長に報告しなければならない。

(意見書の提出等)

第10条 第7条の規定による届出に係る商業施設の構想について、良好な商業環境の形成を図る見地からの意見を有する者は、第8条の規定による公告の日から、同条の規定による縦覧の終了の日の翌日から起算して1週間を経過する日までの間に、規則で定めるところにより、市長に意見書を提出することができる。

- 2 市長は、前項の規定による意見書の提出があったときは、同項に規定する期間を経過した後、速やかに当該意見書の写しを第7条の規定による届出を行った者に送付しなければならない。

(見解書の提出等)

第11条 前条第2項の規定による意見書の写しの送付を受けた者は、当該意見書に対する見解を記載した書面（以下「見解書」という。）を、遅滞なく市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による見解書の提出があったときは、その概要を公表するとともに、当該見解書の写しを公表の日から起算して2週間公衆の縦覧に供するものとする。

(商業施設の構想の変更の届出)

第12条 第7条の規定による届出を行った者は、同条の規定により届け出た事項に変更を生じたときは、規則で定めるところにより、速やかに必要な事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。

- 2 第8条から前条までの規定は、前項の規定による商業施設の構想の変更の届出があった場合について準用する。ただし、当該変更の内容が軽微であると市長が認めるときは、これらの規定による手続の全部又は一部を省略することができる。

(指導及び助言)

第13条 市長は、良好な商業環境の形成を図るために必要があると認めるときは、商業施設の

建築等を行おうとする者に対し、その商業施設の構想を指針に適合させるよう必要な指導及び助言をすることができる。

(勧告)

第14条 市長は、前条の規定による指導又は助言を行った場合において、なお当該商業施設の構想が明らかに指針に適合しないと認めるときは、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

- 2 市長は、前項の規定により勧告を行おうとするときは、あらかじめ第17条に規定する静岡市商業環境形成審査会の意見を聴かなければならない。
- 3 市長は、第1項の規定によるもののほか、商業施設の建築等を行おうとする者が正当な理由がなくこの条例に定める手続の全部又は一部を行わないときは、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(公表)

第15条 市長は、前条第1項又は第3項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないとときは、その旨を公表することができる。

- 2 前条第2項の規定は、前項の規定により公表をする場合について準用する。
- 3 市長は、第1項の規定により公表をしようとするときは、当該勧告に従わない者に対し、あらかじめその理由を通知し、弁明の機会を与えなければならない。
- 4 市長は、前項の規定による弁明があったときは、第1項の規定による公表に当たり、当該弁明の内容を併せて公表しなければならない。

(書類の閲覧)

第16条 市長は、次に掲げる書類について、閲覧の請求があったときは、これを閲覧させなければならない。

- (1) 第7条又は第12条第1項の規定による届出書及びその附属書類
- (2) 第11条第1項の規定による見解書
- (3) 第13条の規定による指導及び助言に係る書類
- (4) 第14条第1項又は第3項の規定による勧告に係る書類

(静岡市商業環境形成審査会)

第17条 第14条第1項の規定による勧告及び第15条第1項の規定による公表を行うに当たり、専門的な見地からの意見を聴くため、静岡市商業環境形成審査会（以下「審査会」という。）を置く。

- 2 審査会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 第14条第1項の規定による勧告に関し意見を述べること。
 - (2) 第15条第1項の規定による公表に関し意見を述べること。
 - (3) 前2号に掲げる事項に附帯する事項であつて、市長が必要があると認めるもの
- 3 審査会は、委員5人以内をもつて組織する。
- 4 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。
- (1) 経済に関し学識経験を有する者
 - (2) 都市計画に関し学識経験を有する者
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める者
- 5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 委員は、再任されることができる。

(適用除外)

第18条 次に掲げる商業施設の建築等については、第7条から第16条までの規定は、適用しない。

- (1) 軽微な商業施設の建築等として規則で定めるもの
- (2) 非常災害のため必要な応急措置として行う商業施設の建築等
- (3) 都市計画法第4条第15項に規定する都市計画事業として行う商業施設の建築等

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年10月1日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この条例の施行の日の前日において、現に都市計画法第30条第1項第3号の規定による開発行為に関する設計を記載した申請書の提出、建築基準法第6条第1項（第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による確認（第6条の2第1項の規定によりみなされる場合を含む。）の申請書の提出又は大規模小売店舗立地法第5条第1項、同法第6条第2項若しくは同法附則第5条第1項の規定による届出がなされている商業施設の建築等については、この条例の規定は適用しない。